

石川県公報

平成 24 年 10 月 12 日
第 1 2 5 3 5 号 (金曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
一般競争入札の落札者等	(情報政策課) 1	特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	2
家畜伝染病の発生の届出	(農業安全課) 1	建設業の営業の停止命令の公告 (監理課)	2
石川県収納代理金融機関の指定の一部改正	(出納室) 2		

告 示

石川県告示第454号

WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成 24 年 10 月 12 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
インターネット情報提供機器 (その 2) 一式 借上げ
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県企画振興部情報政策課
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 落札者を決定した日
平成 24 年 9 月 14 日
- 落札者の名称及び所在地
富士通リース株式会社北陸支店
金沢市昭和町 16 番 1 号
- 落札金額
33,898,560 円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成 24 年 8 月 3 日

石川県告示第455号

家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 13 条第 1 項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり届出があった。

平成 24 年 10 月 12 日

石川県知事 谷 本 正 憲

病 名	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生数	発生年月日	発 生 地
ヨ一ネ病	牛	疑 似 患 畜	1 頭	平成 24 年 10 月 3 日	加 賀 市

石川県告示第456号

石川県収納代理金融機関の指定(昭和39年石川県告示第405号)の一部を次のように改正し、平成24年11月26日から施行する。

平成24年10月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1の表能登わかば農業協同組合の項中「七尾市神明町」を「七尾市矢田新町」に改める。

公 告**特定非営利活動法人の設立認証申請公告**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年10月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成24年9月26日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 石川県ユースホステル協会

3 代表者の氏名

白江 亨

4 主たる事務所の所在地

金沢市平和町1丁目3番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、青少年が簡素な野外旅行活動等によって国内外の地理・風俗・文化・歴史・産業等の見聞を広め、自然を愛護する心を養い、自立を促すためのユースホステル運動を推進し、社会有為の青少年を育成することを目的とする。

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成24年10月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 処分をした年月日 平成24年10月3日

2 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

(1) 商号 有限会社 川畑サービス

(2) 代表者の氏名 川畑 芳江

(3) 主たる営業所の所在地 金沢市神宮寺三丁目25番13号

(4) 許可番号 石川県知事許可(般-21)第11619号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

とび・土工工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(注1) 「とび・土工工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事以外の工事をいう。

(2) 期間 平成24年10月12日から同月18日までの7日間

4 処分の原因となった事実

2の処分を受けた者及びその代表取締役であった者(以下「元代表取締役」という。)が、鳳珠郡穴水町字宇加川イの142番地の旧穴水町立諸橋小学校プールにおいて廃棄物の不法投棄を行ったとして、平成24年5月14日に金沢地方検察庁に起訴され、同年7月13日に金沢地方裁判所から2の処分を受けた者は罰金150万円、元代表取締役は懲役1年執行猶予2年罰金50万円の判決を受け、同月28日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

